

日東コンピューターサービス株式会社 行動計画
～次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画～

社員が仕事と家庭を両立でき、働きやすい職場環境を整えることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように 行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：男性の育休取得率50%以上にする

取組内容

令和6年 4月～ 制度について、入社時や研修の際に社員に説明する

目標2：育児短時間勤務制度を小学校3年生修了までに拡充する

取組内容

令和6年 4月～ 意見ヒアリング、運用の検討

令和7年 4月～ 育児短時間勤務制度の拡充

令和7年 5月～ 社内システムによる社員への周知・運用に向けて取り組む